議 事 録

第20回定例総会

令和7年3月7日

太田市農業委員会 20 回定例総会議事録

開会日時 令和7年3月7日(金) 午後2時

閉会日時 令和7年3月7日(金) 午後2時46分

開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

 出席委員
 5 太田 安弘
 6 塚越 仲夫
 7 原田 和男
 8 飯塚 茂夫

9 津久井準一郎 10 木村 克已 11 髙木 勝 12 清水 由紀江

13 中村 幸江 15 小磯 典夫 16 石原 康男 17 室田 道博

18 永井 幸二 19 片亀 昌子

欠席委員 14 内田 達夫

(1人)

出席職員 高柳局長 金谷次長 小此木次長補佐 西野目次長補佐

(8人) 町田主任 松井主任 大﨑主任 浜岡会計年度任用職員

会議に付 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)

した事項 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

(会長)

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

議案第5号 競公売農地の買受適格証明願について(5条) (会長)

議案第6号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否か

の判断について

報告事項 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出につ

いて

協議事項 令和7年度農地等の利用の最適化の推進施策の改善に関する意見(案)に

ついて

- 1 開 会 午後2時
- 2 開会宣言 ただいまから第20回農業委員会定例総会を開会いたします。
- 3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いします。

事務局 本日の定足数については、出席の委員18名、欠席の委員は1名です。 過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することを ご報告申し上げます。

議 長 続いて、会期について議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。 議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いま すが、これにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議 長 それでは、7番 原田和男委員 と 8番 飯塚茂夫委員 のお二人 にお願いいたします。

また、書記につきましては事務局の浜岡会計年度任用職員を指名いたします。

議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事務局 訂正はございません。

5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあった ので、処分の決定を求めます。

提出件数は4件です。

事務局より、提案をお願いします。

事務局 提出件数4件について、朗読し詳細に説明する。

1番 新田権右衛門町の土地 畑 1,204 ㎡ 外4筆 計5,361 ㎡、 会社の退職を機に農業に専念するため、農地を譲受け、経営規模を拡 大したい。

2番 新田中江田町の土地 畑 999 ㎡、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

3番 新田市野井町の土地 畑 1,004 ㎡、現在借り受けている農地を 譲受け、経営安定を図りたい。

4番 藪塚町の土地 畑 855 ㎡、農地を譲受け、経営規模を拡大し、 一層農業に精進したい。

1番から4番について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、 許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、提案いたします。処分の決定をお願いします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願い します。

番号1番から3番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

15番委員 本日は調査してまいりました。これは●●●●さんという方が、畑を買えれば、会社を早期退職して、耕作放棄地になっている畑を整理して農業を始めたいという感じの案件でありまして、トラクターと耕作放棄地になっている畑の木を伐根するためにユンボも購入し、やる気まんまんの感じであります。

農地法第3条第2項各号に該当しないため、適当と認めましたので、 よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上です。

9番委員 続きまして、2番を報告します。

この案件につきましては、土地が木崎地区に所在しておりまして、購

入者が生品地区の小金井というところに今住所、在住しておるものであります。ただ、在住地域のほうから報告ということなので、生品地区のほうから報告いたします。

場所につきましては、エアリスと新田庁舎の間の道路を南に2キロほど行ったケヤキ並木があるところなんですけれども、自宅からは7キロぐらい離れている、ちょっと遠いところなんですけれども、それで現地のほうを見まして、あと、自宅にもお伺いしまして話を聞き取りいたしました。これを許可基準チェックリストにより現地確認をしたところ、譲渡人は介護に専念したく、管理できないため、売却の申出があり、購入者も耕作規模拡大ということで、そういう意向もあることから、一部住宅に隣接していますが、周辺の農地で支障はなく問題ないものと判断いたしましたが、協議会のときにちょっと意見が出まして、この方は管理の状況があまりよろしくないということで、管理を適切に行うという意見をつけて許可相当と意見決定しました。

農機具等の保管場所につきましては、50 坪ほどの重量鉄骨の大きな倉庫がありまして、そこにトラクター等の農機具が設置され、なおかつ自宅にもトラクター等がありますので、農機具等については問題ないと考えました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、3番の場所は、市野井のにった自動車教習所の北のほうの田んぼの中にあります。これもチェックリストにより現地確認をしたところ、申請人は現在、当該申請地を借りて耕作しておりまして、譲渡人より売却の申出があり、耕作規模を拡大したい意向もあるとのことであり、周辺の農地で支障はなく問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただいま、第5地区協議会より番号1番から3番について報告がありました。

2番について、事務局から、この管理が悪いという方の畑は、これ以外 にも相当畑が悪くて、指導、許可の条件にしていますけれども、それが 問題ないかどうか、現状どうなっているか、皆さんに説明してくださ い。

事務局 管理が悪いということだったんですけれども、令和3年、令和4年あたりについて、確かに管理が悪かったことがあったとのことです。 ただ、申請をお受けするに当たって現状を確認したところ、特段ほか の所有農地、借入れ農地について問題は見受けられませんでした。 なお、この方は、従前は東京へ毎日通勤する、兼業農家の方であったん ですけれども、今は完全にテレワークということで、ご自宅のほうで 仕事をしながら農業をやっているとのことで、農地の管理状況も良好 になっております。

議
長
ありがとうございます。それでは、ご意見、ご質問等ございますか。

委員なし。

議長ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番から3番を許可とすることに決定

いたします。

議 長 続いて、番号4番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報

告願います。

11番委員 11番がお伝えします。

これは売買によるもので、譲受人が農地を譲受け、経営規模を拡大し、

一層農業に精進したいということで申請がありました。

農機具、その他、営農のほうもしっかりやっており、農地法第3条第2

項各号に該当しないため、地区協では許可相当と判断いたしました。

再度のご審議、よろしくお願いします。

議 長 ただいま、第6地区協議会より番号4番について報告がありましたが、

ご意見、ご質問等ございますか。

委員なし。

議長ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号4番を許可とすることに決定いたしま

す。

議 長 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛て

にあったので、審議を求めます。

提出件数は2件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局

提出件数2件について、朗読し詳細に説明する。

2番 新田中江田町の土地 330 ㎡ 外7筆 計6,123 ㎡、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農地改良のため一時転用するものです。

3番 大原町の土地 496 ㎡、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

車庫用地として転用するものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号2番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

15 番 委 員

これは●●●●●●●が1月に使用貸借で成立した案件でありまして、 田んぼを埋め立ててブルーベリーを栽培するということで、この辺は かなり湿潤でありまして、当該の田んぼの上の部分は2枚に分かれて いまして、上は畑で、下を埋め立てても畑には影響がないし、下のほう は排水路をつけて、排水もきちんとするそうで、きちんと設計図も出 されておりますので、適当かと思います。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上です。

議長た

ただいま、第5地区協議会より番号2番について報告がありましたが、 ご意見、ご質問等ございますか。

委員なし。

議長ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)

議 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたしま す。

議 長 続いて、番号3番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報 告願います。

12番委員 第6地区でチェックリストに基づいて調査した結果は、農地に車庫を はみ出して造っていたために始末書を添付して、是正するものです。 再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、第6地区協議会より番号3番について報告がありましたが、 ご意見、ご質問等ございますか。

5番 委員 これは住宅の隣のところに造ったのか、別のところに新たに車庫ができたのか、ちょっと分からないんだけれども、普通でいくと、住宅があって、その場に車庫が一部絡んでいて是正と出てくるんだけれども、今の文書でいくと、関係なくこの面積のところに車庫が建ったみたいな形に判断ができるんだけれども、そうすると、許可をしないで建てたということに判断ができるんだけれども、その辺はどうなの? どこかに絡んでいてそういう状態になったのか、その辺を。

12番委員 一応、母屋にくっついて車庫ができているんですけれども、その車庫がちょっと大きいんですね。それで3台ぐらい入る車庫のために、農地にはみ出ている状態でした。

5番委員 分かりました。

5番委員 これは始末書を取ってるのかな。

12番委員 提出されております。

議 長 5番委員さん、いいですか。

5番委員 大丈夫です。

18番委員 今の関連で事務局に聞きたいんですけれども、こういう事例がうちの ほうの毛里田地区でもあったんですけれども、一部の農地は撤去して もらったんだよな。それは開発許可が認められない場合は撤去なんだ そうですよね。開発許可が見込まれる地域については始末書で済むん だという話を聞いたんだけれども、これは要するに開発許可が見込ま れる地域、地区、あるいは土地だということで始末書で済んだという ことでいいんですか。その辺は、俺は初めて勉強になったんだけれど も、あっ、そう言うんだと思って、始末書で済むなんて一番いいなと思って。

事務局 こちらの地域は都市計画、非線引きの区域になりまして、今回、開発許可の対象にならないところにはなっています。

18番委員 開発が認められない地区なんだけれども、始末書というのはどう作る んですか。

事 務 局 こちらの藪塚地域は、3,000 m²以下に関しては開発が不要になっています。

18番委員
藪塚については、3,000 ㎡以下だったらば問題はないということ? いろいろ難しいですね、これはちょっと分からないですね。そういう ときは事務局に行って、事務局に聞けばいいということだな。俺はそこまでは勉強したくないけれども、これは細かいんですね、高度な判断が必要なんだから。分かりました。そういうときは農業委員会の事務局に聞いて、判断させていただきます。以上です。

議 長 特にご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたしま す。

議 長 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申 請が会長宛てにあったので、審議を求めます。 提出件数は1件です。 事務局より、提案をお願いします。

事務局 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、会長宛てに1件提出されております。 1番、大原町の土地について、事務所及び駐車場用地として許可を受けたが、事業縮小などにより当初計画が実行できなくなったため、当該権利を承継するものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。 番号1番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願いま す。

12番委員 第6地区より報告いたします。

この土地を第6地区協議会で調査した結果、農地でありますので、何ら問題ないということになりました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、第6地区協議会より番号1番について報告がありましたが、 ご意見、ご質問等ございますか。

委員なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたします。

議 長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛て にあったので、審議を求めます。

提出件数は15件です。

事務局より、提案をお願いします。

事務局 提出件数15件について、朗読し詳細に説明する。

1番 古戸町の土地 124 ㎡、農地区分は、、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

露天資材置場用地として転用するものです。

2番 古戸町の土地 853 m²、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地 として転用するものです。

3番 高林西町の土地 27 ㎡ 外3筆 計199 ㎡、農地区分 第二種、 側溝改修工事用地として一時転用するものです。

4番 龍舞町の土地 310 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として 転用するものです。

5番 龍舞町の土地 32.54 m² 外1筆 計 35.96 m²、農地区分 第 二種、一般住宅用地として敷地拡張するものです。

6番 東金井町の土地 287.44 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地

として転用するものです。

7番 東金井町の土地 434 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

8番 出塚町の土地 102.18 ㎡ 外1筆 計163.68 ㎡、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

9番 新田村田町の土地 478 ㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

10番 新田市野井町の土地 579 m²、農地区分 第二種、農業用倉庫 用地として転用するものです。

11番 藪塚町の土地 348 ㎡ 外1筆 計988 ㎡、農地区分 第二種、 太陽光発電設備用地として転用するものです。

12番 藪塚町の土地 382 ㎡、農地区分 第一種、第一種農地は原則 転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域に おいて居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して 設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題な いと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

13番 藪塚町の土地 695 m² 外1筆 計795 m²、農地区分 第二種、 建売分譲住宅用地として転用するものです。

14番 大原町の土地 400 ㎡ 外1筆 計491 ㎡、農地区分は、「市街 化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には太田藪塚インターチェンジから300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。 なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を 省略させていただきます。

露天資材置場用地として転用するものです。

15番 大原町の土地 293 ㎡、農地区分 第三種、作業場用地として 転用するものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願い します。

番号1番から3番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番 委 員 では、第1地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地を確認した結果について報告いたします。

1番から3番についてです。まず、1番につきまして、転用目的は露天 資材置場用地ということで、申請理由としますと、建設業を営む法人 の役員をしており、業務拡大に伴い資材置場が不足するため、自宅に 隣接する申請地を取得し、業務の効率化を図りたい。資材置場として の売買の申請でございます。

現場を確認したところ、譲受人の方のすぐ前がこの畑になっております。面積は小さいんですが、すぐ西は住宅があります。その南と東につきましては道路がございまして、周辺農地には特段何ら問題ないかと思います。許可相当というふうに判断いたしました。

続きまして、2番につきまして報告いたします。

転用目的は太陽光発電事業用地ということで、太陽光発電を営んでおり、条件のよい申請地を取得し、太陽光発電を行いたいということで、 売買契約でございます。

これももう既に関係者への事業説明も済み、周辺農地への影響も特に ございません。すぐ隣にハウスがありますが、その南のほうは住宅、東 のほうも住宅、また、北のほうに畑がありますが、これも周辺農地には 特段影響もないというふうに判断いたしました。

続きまして、3番について説明いたします。

こちらは側溝の改修工事用地ということで、農地を一時転用して、申請地に隣接する側溝の改修工事を行うため、利用したいということです。一時転用ですから、工事が終わり次第、また農地に復元するということで、農地の復元計画書も添付されておりまして、周辺農地には特段影響もございません。そういった判断で許可相当というふうにいたしました。

以上、1番から3番まで現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番から番号3について報告があ

りましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番から3番を許可とすることに決定

いたします。

議 長 続いて、番号4番から7番について、第2地区協議会の調査した意見

結果を報告願います。

2番 委 員 4番、5番を報告します。

場所は龍舞町で、転用目的が一般住宅用地ということであります。

申請理由は、借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取

得し、自己の住宅を新築したいというものです。

現地を確認したところ、周辺農地に支障もなく問題ありませんでした。

次に、5番も一般住宅用地として、敷地拡張ということであります。 前に許可になって、家を建てて、この家は駐車場が2台ありまして、2 台だけですと子どもが大きくなったときに手狭になるというふうな考 えで、自分の住宅の前、南のところを少し借りたいというふうな申出 であります。そして、その入り口辺りに3㎡ぐらいの畑があります。そ の前にも宅地があって、宅地の周りに少し畑があります。周りは分譲 地として販売しておりまして、周辺農地には支障もなく問題はありま せんでした。

第2地区協議会では許可相当となりました。以上です。

3番 委 員 6番、7番を報告します。

現場は東金井町で、ほとんど住宅ができているところで、農地のほとんどないところです。6番も、7番も三面コンクリートがあって、ほか

の農地に影響がないので、許可相当と意見決定しました。

4番から7番まで、よろしくお願いします。以上です。

議 長 ただいま、第2地区協議会より番号4番から7番について報告があり

ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号4番から7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号4番から7番を許可とすることに決定 いたします。

議 長 続いて、番号8番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報 告願います。

8番委員 第4地区が報告します。

この件は、借家に住んでいて、資金の都合もついたため、申請地を取得して、自分の住宅を建設したいということです。

周辺には、住宅地の中ですので、農地への影響もないと判断して、第4地区では許可相当と意見決定しました。

再度の審議、よろしくお願いします。

議 長 ただいま、第4地区協議会より番号8番について報告がありましたが、 ご意見、ご質問等ございますか。

委員なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号8番を許可とすることに決定いたしま す。

議 長 続いて、番号9番及び10番について、第5地区協議会の調査した意見 結果を報告願います。

9番 委 員 9番、10番について報告いたします。

現在、当事者は県営住宅のほうに住んでおりまして、自己の住宅を新築したいとのことで、現地確認をしたところ、宅地と県道に隣接し、周辺に農地もありますが、耕作に支障はなく問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、10番を報告します。

これは相続した土地を妻より借受け、農業用倉庫を設置したいとのことであったが、地目と認識に錯誤があったので、併せて是正したく、始末書を添付し、申請があり、許可基準チェックリストにより現地確認

したところ、周辺に支障はなく問題ないものと判断し、許可相当と意 見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、第5地区協議会より番号9番及び10番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員なし。

議長ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号9番及び10番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号9番及び10番を許可とすることに決定 いたします。

議 長 続いて、番号 11 番から 15 番について、第 6 地区協議会の調査した意 見結果を報告願います。

11番委員 11番から13番までお伝えします。

11番は、譲受人が太陽光発電を営んでおり、太陽光発電に適した申請地を取得し、太陽光発電を行いたいということで申請がありました。 周辺農地にも特に問題なく、第6地区では許可相当と意見決定いたしました。

続いて、12番は、以前に買ったテナントのところに駐車場がなく、車を10台ぐらい置けるような駐車場が欲しいということで、隣の隣接地を駐車場として活用したいという申請であります。

13番に移ります。13番は、売買により、申請地に2軒住宅を建てる予定でございます。どの案件も周辺農地に問題ないと思われますので、許可相当と判断いたしました。

11、12番については、誓約書もついて、添付されております。以上です。よろしくお願いします。

12番委員 14番、15番について報告いたします。

これは第3号議案の計画変更された土地を二分割にして使うものです。 14番は母屋を建てて、15番は作業場を造るということです。

チェックリストに基づき調査した結果は、何ら問題ないので、許可相 当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、第6地区協議会より番号11番から15番について報告がありましたが、事務局から11番、これは周辺農地との関係をどういうふうになっているか、事務局から皆さんに説明してください。

それと、13番と14番、13番で建て売り分譲住宅用地と一般住宅用地とありますが、これは13番が親のところと言ったんでしたか、母屋と何かの……。それは14番についてお話をされたんですか、そういうことですね。分かりました。

それでは、11番、事務局から皆さんに周りの状況をご説明ください。

事 務 局 今回の事業をするに当たり、周辺の住民へは事業説明はされております。 具体的には、申請地の半径約50m以内の住宅に事業説明をしているような状況です。

議 長 ありがとうございます。

ただいま、第6地区協議会より番号 11 番から 15 番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長特にご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号11番から15番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号 11 番から 15 番を許可とすることに決 定いたします。

なお、3,000 ㎡を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。

また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。

続いて、議案第5号 競公売農地の買受適格証明願が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は1件です。

事務局より、提案をお願いします。

事務局 議案第5号 競公売農地の買受適格証明願について、会長宛てに1件 提出されております。

1番、大原町の土地について、競公売執行機関は、関東信越国税局、競 公売期日は令和7年4月7日から令和7年4月15日、転用目的は資材 置場用地です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願い します。

番号1番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

12番委員 第6地区で調査した結果を報告いたします。

一応、農地ということで認められましたので、資材置場用地として使用するために購入ということで、第6地区では許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、第6地区協議会より番号1番について報告がありました。 事務局から、適格証明願に対して承認した場合、これがどういう効果 を生むかという一連の動きを皆さんにご説明をお願いします。

事務局 まず、買受適格証明書とは、裁判所の競売や税務署の公売で農地に入れする際に、農地法の許可を受ける見込みがあることを証明する書類となります。その審議の結果、許可要件を満たすと判断された場合に証明書が発行されます。この証明書をもって競公売期日の際に入札をし、最高買受人となった場合は、改めて農地法の許可書を交付するような形になります。以上です。

議 長 ありがとうございます。

本件について、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番について買受適格証明書を交付することに賛成の方の挙手を 求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番について買受適格証明書を交付することに決定いたします。

なお、当該買受適格証明書の交付を受けた者が、最高値買受申出人または次順位買受申出人となり、当該申請書を提出した場合において、

農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認め たときを除き、許可といたします。

議 長 続いて、議案第6号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当する か否かの判断について、審議を求めます。 事務局より提案をお願いします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

説明に入る前に、皆さんのお手元に資料があるかどうか確認させていただきます。3点ほどあります。まず、非農地判断検討資料という裏にカラーの地図のついたものになります。続きまして、非農地判断の決定についてという国からの通知です。最後に、農地・非農地の判断対象地一覧、こちらの3点が今回のものに関係する資料となります。

その中で、一番初めにお話しした非農地判断検討資料に基づいてご説明させていただきますので、よろしくお願いします。

令和2年度以前にB判定、いわゆる再生困難な農地と判断した農地について、令和3年度に藪塚地区で大規模に非農地判断を行いました。 それ以外の大規模な非農地判断を菅塩町で今年度実施させていただいております。菅塩町では、こちらの資料に記載のとおり、表でも分かるとおり、再生困難な農地の筆数、面積数が最も多い区域となっております。また、国からも非農地判断を迅速に行い、農業委員会の事務の適正かつ円滑な運用を図るようにと国から積極的な働きかけがなされています。

今回、非農地判断を行った筆数は54 筆で、面積として39,290 ㎡、裏のカラーの地図で青い丸で囲んだエリアの赤で塗られた農地が対象となっております。当初は、左側の赤く塗られた農地も対象となっておりましたが、地元の委員やこのエリアで活動している団体と協議をさせていただいたところ、左側のエリアについては、ミカン畑と接しておりまして、今後、この団体がミカン畑の拡大を計画しているとのことであったため、エリアから外したという状況です。このことから、右側の青い丸で囲まれた赤塗りの農地を非農地判断とさせていただいた次第です。

また、各地区協議会の意見として挙がったものが、平地でも非農地判断はできないかとのご意見がありましたけれども、中山間地など、明らかに農地として利用できないところを対象としているとの話をさせていただいております。

所有者には、1月下旬に農地から外す事前通知を郵送させていただいております。2件ほど問合せはありましたけれども、特に反対の意見はありませんでしたので、今回、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について、ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 ただいま、事務局より提案がございましたが、この案件について、ご意 見、ご質問等ございますか。

18番委員 参考までに教えてください。これは非農地にした場合の税金というの はどうなりますか。

事務局 お答えさせていただきます。こちらは資産税課と協議をさせていただいたで、今回については山間地という形になるので、山林という状況になるかなということになります。

畑とほぼ変わらず、税金は変わらないという形になると思います。同じか、幾らか下がるかという形になるかなという状況です。

議長それ以外のご意見、ご質問等ございますか。

16番委員 申し訳ないです。担当区域なので、補足説明を一言だけ申し上げておきますが、この地域は、昔の養蚕の盛んなときの桑園です。それが養蚕の衰退とともに、そのままの状態で山林化をした、そのような状況のところなので、確認した結果、もうほとんど踏み入ることができません。山間になっていて、桑の木は大きくなっちゃうし、そのほかの雑木も茂っていまして、ほとんど畑の様相を呈していないというのが現状でございますので、これはもうしようがないのかなという感じがいたしますので、一応補足説明になります。よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ご丁寧なお話、ありがとうございます。

ご意見、ご質問等ありますか。

委員なし。

議 長 それでは、ご意見、ご質問等もないようですので、農地法第2条第1項 に規定する農地に該当するかについては、「全て該当しない(非農地)」 と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、そのように決定いたします。 番号1番を許可とすることに決定いたします。

議長以上で審議は終了いたしましたが、次の報告第1号は、先月、農業会議に意見徴取した2月分の許可証の取扱いに係る太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。

太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証 交付の取扱いをしましたので、報告いたします。

続いて、報告第2号から第5号について、事務局よりお願いいたします。

事務局 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、12ページに記載のとおり、5件提出されております。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、13ページから17ページに記載のとおり、28件提出されております。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、18ページから23ページに記載のとおり、30件提出されております。

報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、24ページから27ページまで記載のとおり、11件提出されております。

以上、報告させていただきます。

議 長 報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。

5番 委員 ちょっと確認させていただけますか。報告事項の4号なんだけれども、 これは利用権のものが今出ていますよね。今後、中間管理になったと きに、これは一応報告は出るんですか。

事務局 はい、出ます。

議 長 ご質問等もないようですので、続いて、協議事項、令和7年度農地等の 利用の最適化の推進施策の改善に関する意見(案)について、決定を求 めます。

事務局より提案をお願いします。

事務局 こちらも別紙にあります令和7年度農地等の利用の最適化の推進施策

の改善に関する意見 (案) の提出についてという半分の紙のものです。 お手元にございますか。

それでは、ご説明させていただきます。

1月7日の地区協議会においてお願いしました令和7年度農地等の利用の最適化の推進施策の改善に関する意見書につきまして、委員の皆様より3件の意見提出がありましたので、別紙資料のとおり要望書を取りまとめました。

1件目は、東毛地区に農林大学校と同等の施設設置の要望。2点目は、 遊休農地発生防止策として、専業農家だけでなく、非農家の農地所有 者や兼業農家による農作物の栽培や農地の管理方法等の周知というこ とです。

最後に、3点目は、土地改良区域内の営農型太陽光発電施設の設置規制についてという3点となっております。

この内容で群馬県農業会議に提出してよろしいかどうか、ご協議のほどよろしくお願いします。以上となります。

議 長 ただいま、事務局より提案がありました令和7年度農地等の利用の最 適化の推進施策の改善に関する意見(案)ついて、ご意見、ご質問等ご ざいますか。

委員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、令和7年度農地等の利用の最 適化の推進施策の改善に関する意見について、事務局の提案のとおり 決定いたします。

議 長 以上で第20回定例総会を終了いたします。

閉会 令和7年3月7日(金) 午後2時46分